

# 確定申告のお知らせ

## 確定申告の期間

### ▼所得税・復興特別所得税

2月16日(火) ～ 3月15日(月)

### ▼贈与税

2月1日(月) ～ 3月15日(月)

### ▼個人消費税

2月16日(火) ～ 3月31日(水)

ぜひスマホで申告を!



## 申告に関する提出・相談

### 平塚市庁舎1階

#### 多目的スペース

2月16日(火) ～ 3月15日(月)

(平日のみ)

※ただし、2月21日(日)、

2月28日(日)は臨時開設。

**提出** 8時30分～17時

**相談受付** 8時30分～16時

※相談開始は9時から

申告書作成会場では、混雑緩和のために「入場整理券」を配布する予定です。なお、「入場整理券」の配布状況

に応じて受付を早めに締め切る場合があります。

※町での申告相談・受付の詳細は広報おおいそ2月号に掲載します。

### 税理士会が行う

#### 無料申告相談

2月3日(水)、4日(木)

午前の部 9時30分～正午

午後の部 13時～15時30分

### ▼ところ

保健センター  
2階 研修室

**確定申告等の作成案内**  
国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。事前にお近くの税務署でID・パスワードを取得すれば、混雑する税務署に行かなくても、パソコンやスマホで簡単に申告書を作成・送信できます。  
<http://www.nta.go.jp/>

**確定申告書の窓口配布**  
税務署では1月4日(月)、役場税務課窓口及び国府支所では、1月25日(月)から配布します。

**マイナンバーについて**  
提出の際には個人番号カードまたは通知カードと身元確認書類の提示もしくは写しの添付が必要です。  
※代理・郵送もしくは税務署以外で提出する場合、本人確認書類の写しの添付が必要です。

**平塚税務署**  
作成コーナーヘルプデスク  
☎0570(01)5901  
☎内線253

## 医療費控除

### おむつ代が

医療費控除されます

令和2年1月～12月に、本人や生計を一にする配偶者等の親族の分を支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができます。申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

### ▼必要な書類

①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」  
なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町福祉課で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。

令和2年1月～12月に、本人や生計を一にする配偶者等の親族の分を支払った医療費が一定額を超えるときは、所得控除を受けることができます。申告には、「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、1月25日(月)より税務課窓口及び国府支所で配布する予定です。

②「医療費控除の明細書」

①福祉課 ☎内線316

②税務課 ☎内線253

## 寝たきり高齢者等の

### 障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に発行します。

▼対象 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障がい者及び身体障がい者に準ずると認められた方

※状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください。

福祉課 ☎内線316

福祉課 ☎内線316

寝たきり高齢者等の障害者控除を受けることができます。